

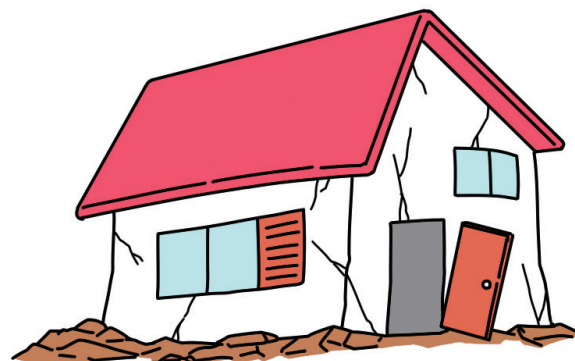
生活を再建させるために

災害で住家等に被害を受けた方が、右記のような受給やさまざまな支援制度等を受けるためには、**「り災証明書」**が必要になることがあります。

被災者からの申請に基づき市職員が家屋の現地調査等を行い、結果に応じて交付する証明書です。被害の程度は「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない(一部損壊)」があります。

- 申し込み後、調査員が訪問します。
- 調査には日数がかかります。ご了承ください。

※「り災証明」の対象とならない門扉や塀などの付帯設備、家具などの家財、車などについては、被災者からの申請に基づいて、市は「被災届出証明書」を発行します。



- 災害被災者住宅再建支援金の受給
- 災害見舞金の受給
- 仮設住宅への入居…など

枚方市の雨水排水施設

枚方市には多くの雨水排水施設があり、大雨のときなどに活躍しています。雨水ポンプ場は建物もあり地図に載っていてわかりやすいですが、道路の下でも雨水貯留施設*や小さなマンホールポンプが外から見えないながらも頑張って働いています。

*雨水貯留施設とは、雨水を一時的にためて雨がやんでから排水するような施設です。

楠葉雨水貯留管

令和6年に、楠葉東公園～楠葉中央公園の地下で約2万トンの雨水を貯留できる貯留管が完成しました。

蹉跎雨水貯留管

令和2年に、府道八尾枚方線の地下で約1万2800トンの雨水を貯留できる貯留管が完成しました。

新安居川ポンプ場



溝谷川ポンプ場



枚方市の主な雨水排水施設



令和7年4月1日現在